

諮問庁：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

諮問日：平成30年3月16日（平成30年（独情）諮問第16号）

答申日：平成30年8月1日（平成30年度（独情）答申第18号）

事件名：特定工事に係る特定工の数量算出根拠に関する文書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる請求文書1ないし請求文書3（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「平成27年版土木関係積算標準・積算要領」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、法人文書に該当しないとして不開示とした決定は、これにつき改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年1月23日付け鉄運総広第170123002号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

審査請求人は平成28年12月15日付けで、処分庁に対して北陸新幹線、福井高柳高架橋の

- ① 2784-1号作業単位内訳書コンクリートポンプ車打設の数量算出根拠
- ② 2815-1号作業単位内訳書コンクリートポンプ車打設の数量算出根拠
- ③ 作業単位内訳書2771-1号/2784-1号/2802-1号/2815-1号コンクリートポンプ車打設の歩掛にいずれも養生工が計上されていないので、上記内訳書のコンクリートポンプ車打設の歩掛が掲載されている基準書

の情報公開請求を行ったが、下記の理由により不開示となった。

当該算出根拠は当機構の平成27年版土木関係積算標準・積算要領により決定している。同書籍については既に不特定多数の者に販売されている

ことから法人文書に当たらずと不開示とした。

処分庁が行った原処分は法の運用を誤ったものであるため、審査請求を提起した。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、平成28年12月15日付けをもって処分庁に対して行われた別紙に掲げる請求文書1ないし請求文書3（本件請求文書）の開示請求に対し、処分庁がこれらに係る法人文書を不特定多数の者に販売することを目的として発行されているものであるため、法2条2項1号に基づき、平成29年1月23日付けで不開示とした処分（原処分）に対して、その取消しを求め提起したものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記述によると、処分庁が不開示理由とした「当該算出根拠は当機構の平成27年版土木関係積算標準・積算要領により決定している。同書籍については既に不特定多数の者に販売されていることから、法人文書に当たらず不開示とした。」という原処分は、法の運用を誤ったものであると主張しているものである。

3 本件に係る経緯について

本件は、審査請求人からの平成28年4月1日付け法人文書開示請求書において請求した法人文書「北陸新幹線、福井高柳高架橋積算書一式（積算書、細別内訳書、作業単位内訳書、共通仮設費内訳書、諸経費計算書、見積書、見積集計表、材料表、ユーザ単価表、材料単価表、質問回答書）」に伴い、処分庁が開示決定し同年6月3日に開示の実施を行なった当該法人文書である作業単位内訳書に記載されている単価の適用根拠及び考え方等、質問とも取れる趣旨の開示請求書を同年12月15日付けで提出してきたものである。

4 原処分についての諮問庁の考え方について

本件審査請求を受け、原処分等について諮問庁が検証した結果及び諮問庁の考え方は、以下のとおりである。

(1) 本件対象文書の特定について

処分庁によると、請求文書1及び請求文書2におけるコンクリートポンプ車打設の数量算出根拠の（）内については、「平成27年版土木工事積算標準・積算要領」（本件対象文書）の「6-1-4 コンクリート工」のうち、5-2 コンクリート打設5-2-1 適用範囲は「一般土木構造物のコンクリート打設に適用する。ただし、ラーメン高架橋・RC桁、橋脚・橋台（IV-①）、擁壁（V-①）、函渠（IV-①）、PC桁、鋼橋床板、トンネル等別に歩掛等が設定されている工種には適用しな

い。」となっていることを根拠に、審査請求人は「適用できない」と解釈しているようである。

本件開示請求があった福井高柳高架橋の橋脚は、いずれも福井森田BvのRC橋脚工のオープンケーソン基礎であるため、本件対象文書P2の4コンクリート構造物の分類一般構造物I-②、表4-1コンクリート構造物の名称「・水路、土留壁、階段、壁高欄、場所打防音壁、乗降場、ケーソン等鉄筋量の多い構造物」を適用することとなり、本件対象文書P4の5-1鉄筋工5-1-1適用範囲は「一般構造物の市場単価方式による鉄筋工を適用する。ただし、PC桁等個別に歩掛が設定されている工種には適用しない。」となっており、本件はオープンケーソン基礎であるため、歩掛等が設定されていないため、本件については適用されることとなり、審査請求人の「適用できない」という解釈は誤りである。また、この説明に関する法人文書は、全て本件対象文書に記載されており、既に不特定多数の者に販売されている。

また、請求文書3において、コンクリート工の一般構造物I-②は、本件対象文書P9の5-2-8養生工の一般養生が標準となっているが、本件のオープンケーソン工-コンクリート（側壁、頂板）とオープンケーソン工-RC躯体工-コンクリートの養生工については、今後実績を考慮して必要か否か判断するため計上していない。そのため本件について、処分庁が不開示とした理由は「今後実績を考慮して判断するため、作成しておらず文書不存在」とするところであり、当初の不開示理由は誤りであった。

(2) 本件対象文書の取扱いについて

機構においては、工事等を発注する際において、機構が編集し分類毎に区分された各種書籍に記載された考え方等を適用し、発注に必要な積算業務を行なっている。

- ① 標準示方書・仕様書
- ② 積算要領（土木）
- ③ 積算要領（その他）
- ④ 設計施工指針
- ⑤ 要領・マニュアル 他
- ⑥ 手引き

これらの書籍は、機構のホームページ調達情報において販売案内を掲載しており、特定会社Aが販売しているものである。したがって、機構の公告案件への参加希望者はもとより、不特定多数の者が取得することができるものである。

(3) 原処分の妥当性について

これらのことから、積算の考え方及び根拠等については、これら各種

書籍によるところであり、原処分において平成27年版土木関係積算標準・積算要領を本件対象文書と特定したことは妥当である。

また、原処分における不開示とした理由においても、同書籍名について記載し通知しているところであるが、審査請求人は、平成28年12月15日付け法人文書開示請求書の中で、「土木工事標準積算基準書（共通編）第4章コンクリート工・コンクリート工の数量を計上しているようだが、・・・」との記載があり、書籍名は多少異なるものの既に同書籍を入手し、処分庁が開示した積算書類の内容を確認していることは明白である。このことは本件対象文書が不特定多数の者に販売されているものであることを承知していたといえる。

5 その他審査請求人の主張について

審査請求人は、法の運用を誤ったものであると主張するが、諮問庁の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のとおり、請求文書1及び請求文書2の対象文書（本件対象文書）は法2条2項ただし書きにより、法人文書に当たらないものとされた「官報、白書、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当することは明白であることから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものであると考える。また、請求文書3の対象文書は「今後実績を考慮して判断するため、作成しておらず文書不存在」とするところであったが、不開示という処分は当初と同じであり、本件審査請求は棄却すべきものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年3月16日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月9日 | 審議 |
| ④ | 同月30日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、法人文書に該当しないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、請求文書1及び請求文書2については原処分を維持し、請求文書3については、文書不存在による不開示とすべきであったとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び法人文書該当性及びに請求文書3の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性及び法人文書該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、請求文書1及び請求文書2につき本件対象文書を特定した経緯及び本件対象文書が法人文書に該当しないと判断した理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 請求文書1及び請求文書2は、北陸新幹線福井高柳高架橋の工事に係る作業単位内訳書のコンクリートポンプ車打設の数量算出根拠が記載された文書の開示を求めるものであるところ、上記作業単位内訳書のコンクリートポンプ車打設の数量は、機構が編集した「平成27年版土木関係積算標準・積算要領」（本件対象文書）に基づいて算出していることから、請求文書1及び請求文書2に該当する文書として本件対象文書を特定した。審査請求人は、本件対象文書のコンクリート工の歩掛は橋脚工には適用できない旨主張し、本件対象文書以外の根拠を求めているものと解されるが、本件工事は、橋脚基礎部分のオープンケーソン工であり、コンクリート構造物の分類上、一般構造物のうち鉄筋構造物に該当することから、上記作業単位内訳書の数量について本件対象文書のコンクリート工の歩掛を適用して算出したことに誤りはない。そして、このような考え方についても本件対象文書に記載されており、本件対象文書以外に数量算出の根拠となる文書は存在しない。

イ 本件対象文書は、機構が発注する工事の積算業務に用いるため、機構が編集し分類した書籍であり、機構のホームページ調達情報において販売案内を掲載しており、特定会社A（諮問当時）が販売しているものである。したがって、不特定多数の者が取得することができることから、法2条2項に規定する法人文書に該当しないと判断した。

(2) 以下、検討する。

ア 当審査会において、諮問書に添付された本件開示請求に係る作業単位内訳書及び本件対象文書を確認したところ、上記(1)アの諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象文書の外に請求文書1及び請求文書2に該当する文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

イ 次に、本件対象文書の法人文書該当性について検討する。本件対象文書は、表紙に「技術管理課」及び「鉄道・運輸機構鉄道建設本部」との記載があり、その「技術管理課」の記載が二重線で抹消されていることが認められる。

ウ このことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させた

ところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

諮問書に添付した本件対象文書の表紙の「技術管理課」の記載は、同文書を保有し使用していた部署の名称であるが、販売されている書籍にはない記載であったので、諮問書への添付に当たり、二重線で抹消したものである。

諮問書に添付した本件対象文書は、機構が行う工事の発注に必要な積算の考え方や基準等、機構の工事の発注業務に必要な事項を取りまとめて、機構において作成、編集した文書であり、機構において保有し、機構が発注する工事の積算業務に使用している。一方、工事の受注を希望する業者等には、受注価格作成業務等の便宜を図るため、販売を特定会社A（現在は特定会社Bに変更）に委託し、委託販売先に購入を申し込んだ者に書籍（PDF形式の電子データとしてCDに保存）として販売している。

なお、機構の業務において使用している本件対象文書には、機構の積算システムを用いて積算する際に必要となる条件等が、業務上必要であるため掲載されているが、これらの記載は工事の受注希望者等には不要な情報であるため、販売されている書籍では該当箇所を省略している。

エ 上記ウの諮問庁の説明によると、販売されている書籍は必ずしも本件対象文書と同一の文書とはいえず、また、本件対象文書は、機構の業務に使用することを目的として、機構において作成、保有されているものと認められる。

オ したがって、本件対象文書は、法2条2項1号にいう「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に当たるとは認め難く、同項の法人文書に該当すると認められるから、これにつき改めて開示決定等をすべきである。

3 請求文書3の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、請求文書3の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 諮問庁としては、請求文書3は、特定の作業単位内訳書に養生工が計上されていないことを前提に開示請求されたものと考えられたので、理由説明書において、「本件工事の養生工については、今後実績を考慮して必要か否か判断するため、作業単位内訳書に養生工を計上していないから、請求文書3に該当する文書は作成しておらず、不存在とすべきであった。」旨説明した。

イ しかしながら、請求文書3については、その開示請求書の文言から養生工の可否を問うものではなく、特定の作業単位内訳書の「コンク

リートポンプ車打設の歩掛」が掲載されている基準書（若しくは、その資料）であると解釈すべきであるから、上記アの説明は誤りであり、請求文書3に該当する文書として本件対象文書を特定した原処分が妥当であると考えます。「コンクリートポンプ車打設の歩掛」が記載されている文書は、本件対象文書のみであり、これ以外に請求文書3に該当する文書は保有していない。

(2) 上記(1)イの諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、機構において、請求文書3に該当する文書として本件対象文書を保有していると認められる。

そして、上記2(2)のとおり、本件対象文書は、法2条2項の法人文書に該当すると認められるから、これにつき改めて開示決定等をすべきである。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、法2条2項に規定する法人文書に該当しないとして不開示とした決定については、本件対象文書は法人文書に該当すると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙 本件請求文書

- 請求文書1 北陸新幹線，福井高柳高架橋の2784-1号作業単位内訳書
コンクリートポンプ車打設の数量算出根拠（2784-1号は
橋脚工である。2784-1号に計上されている数量は土木工
事標準積算基準書（共通編）第4章コンクリート工・コンク
リート工の数量を計上しているようだが，橋脚工については適用
できないと記載があるが，それを採用した根拠）
- 請求文書2 北陸新幹線，福井高柳高架橋の2815-1号作業単位内訳書
コンクリートポンプ車打設の数量算出根拠（2815-1号は
橋脚工である。2815-1号に計上されている数量は土木工
事標準積算基準書（共通編）第4章コンクリート工・コンク
リート工の数量を計上しているようだが，橋脚工については適用
できないと記載があるが，それを採用した根拠）
- 請求文書3 北陸新幹線，福井高柳高架橋の作業単位内訳書2771-1号
／2784-1号／2802-1号／2815-1号コンクリ
ートポンプ車打設の歩掛にいずれも養生工が計上されていないので，
上記内訳書のコンクリートポンプ車打設の歩掛が掲載されている
基準書（若しくは，その資料）